

○鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月12日条例第12号）

別表（第2条）

道路占用料

占用する物件		占用料	
		単位	料金
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	円 1,920
	第二種電柱		2,950
	第三種電柱		3,970
	第一種電話柱		1,710
	第二種電話柱		2,740
	第三種電話柱		3,770
	その他の柱類		180
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに つき1年
	地下に設ける電線その他の線類	11	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,680
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,030
	変圧塔その他これらに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年	3,420
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,440
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	9,630
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	3,420	
法第32条第1 項第2号に掲 げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	72
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未 満のもの		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未 満のもの		160

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		420	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,030	
	外径が1メートル以上のもの		2,060	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,080	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	$A \times 0.003$	
		階数が2のもの	$A \times 0.005$	
		階数が3以上のもの	$A \times 0.006$	
	上空に設ける通路		4,820	
	地下に設ける通路		2,600	
	その他のもの（搬入路・通路・防火水槽）		1,710	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	35	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	350	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	9,630
	標識類		1本につき1年	2,470
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	88
その他のもの		1本につき1月	870	

	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	88
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	8,670
		その他のもの		4,340
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	870
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				310
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.006$
		階数が2のもの		$A \times 0.009$
		階数が3のもの		$A \times 0.011$
		階数が4以上のもの		$A \times 0.013$
	その他のもの	$A \times 0.006$		

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 Aとは、近傍類似の土地の時価の1平方メートル当たりの額をいう。
- 5 政令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。